

編集後記

平成9年度に『司書課程年報』No. 1を送り出し、1年が過ぎNo. 2を刊行するときを迎えました。平成9年度には司書講習施行規則の改正され、学校図書館法の一部改正も行われました。平成10年度には学校図書館法の一部改正に伴い、学校図書館司書教諭施行規則が改正され、平成11年4月1日から施行される。改正の眼目は、授業科目の一新、単位数の8単位から10単位へ変更、受講資格の緩和、読み替えの撤廃等であり、大きく変更・改正された。学校図書館法規関連の改正・施工によりようやく学校図書館が本来あるべき姿で運営される日も間近く、学校図書館関係者にとってはまことに待ち望んでいた年となった。一方、学校図書館司書教諭資格取得希望の学生は、平成11年度からは読み替え規則の撤廃に伴い、別に学校図書館司書教諭講習規程に定める5科目を取得しなければなくなり、負担増ではあるが、学校図書館の発展のためには止む得ない措置である。

『司書課程年報』No. 2からは学内者の原稿ばかりでなく、図書館・情報関係機関にお勤めの卒業生にも投稿をお願いしましたところ、四人の方が寄稿して下さいました。お一人の標題は「移動図書館の盛衰」とありますが移動図書館ばかりでなく古い図書館システムが新しいシステムに変わり行く様・変わらざるを得ない経緯を述べて下さり、一人は、就職して7年目中堅職員といった段階ですが「司書という仕事について」という標題、もう二方は卒業したばかりで、「図書館って何？司書って何？」、「司書という職業について」の標題で三人とも『若きウエルテルの悩み』ならぬ「若き司書の悩み」を吐露しています。皆さんも仕事に就きますと、職種にかかわらず、このような悩みをきっと味わうと思います。悩むことは素晴らしいことです、悩むことによって進歩、成長すると考えられます。

今年も学生が各地の図書館に実習に赴き、学校では学ぶことのできない貴重な経験を重ね、図書館の何であるかを本当に体験したようです。ご多忙のなか足手まといの学生の図書館実習を引き受けてご指導下さいました図書館の方々並びに図書館見学の際多人数にも拘わらずご案内・ご説明下さいました図書館の皆様がこの場を借りてお礼申し上げます。

司書課程年報

No. 2

1999年3月20日発行

編集発行

別府大学・別府大学短期大学部司書課程

〒874-8501 大分県別府市北石垣82

電話 0977-66-9635

印刷所

(有)つちや印刷

〒874-0022 大分県別府市亀川東町4-20

電話 0977-66-3676
